

医 事 課

(照会先)
 医政局 医事課 試験免許室
 担当：宇都（内線：2282）
 直通：03-3595-2204

令和8年医政局所管国家試験実施計画

	官報公告	願書受付期間	筆記試験	合格発表	試験地
第120回 医師国家試験	7.7.1(火)	7.11.4(火)～7.11.28(金)	8.2.7(土) 8.2.8(日)	8.3.16(月) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、熊本県、沖縄県
第119回 歯科医師国家試験	7.7.1(火)	7.11.4(火)～7.11.28(金)	8.1.31(土) 8.2.1(日)	8.3.16(月) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、福岡県
第112回 保健師国家試験	7.8.1(金)	7.11.7(金)～7.11.28(金)	8.2.13(金)	8.3.24(火) 14:00～	北海道、青森県、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、石川県、大阪府、 広島県、香川県、福岡県、沖縄県
第109回 助産師国家試験	7.8.1(金)	7.11.7(金)～7.11.28(金)	8.2.12(木)	8.3.24(火) 14:00～	北海道、青森県、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、石川県、大阪府、 広島県、香川県、福岡県、沖縄県
第115回 看護師国家試験	7.8.1(金)	7.11.7(金)～7.11.28(金)	8.2.15(日)	8.3.24(火) 14:00～	北海道、青森県、宮城県、東京都、 新潟県、愛知県、石川県、大阪府、 広島県、香川県、福岡県、沖縄県
第78回 診療放射線技師国家試験	7.9.1(月)	7.12.15(月)～8.1.5(月)	8.2.19(木)	8.3.23(月) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県
第72回 臨床検査技師国家試験	7.9.1(月)	7.12.15(月)～8.1.5(月)	8.2.18(水)	8.3.23(月) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県、 沖縄県
第61回 理学療法士国家試験	7.9.1(月)	7.12.15(月)～8.1.5(月)	8.2.23(月)	8.3.23(月) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 実技は東京都のみ
第61回 作業療法士国家試験	7.9.1(月)	7.12.15(月)～8.1.5(月)	8.2.23(月)	8.3.23(月) 14:00～	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 実技は東京都のみ
第56回 視能訓練士国家試験	7.9.1(月)	7.12.15(月)～8.1.5(月)	8.2.19(木)	8.3.23(月) 14:00～	東京都、大阪府

(指定試験機関実施)

令和8年医政局所管国家試験実施計画

	官報公告	願書受付期間	筆記試験	合格発表	試験地
第34回 あん摩マッサージ指圧師 国家試験	7.9.1(月)	7.12.1(月)~7.12.19(金)	8.2.21(土)	8.3.26(木) 14:00~	(晴眼者) 宮城県、東京都、愛知県、大阪府、 香川県、鹿児島県
					(視覚障害者) 各都道府県
第34回 はり師国家試験	7.9.1(月)	7.12.1(月)~7.12.19(金)	8.2.22(日)	8.3.26(木) 14:00~	(晴眼者) 北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、鹿児島県、沖縄県
					(視覚障害者) 各都道府県
第34回 きゅう師国家試験	7.9.1(月)	7.12.1(月)~7.12.19(金)	8.2.22(日)	8.3.26(木) 14:00~	(晴眼者) 北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、鹿児島県、沖縄県
					(視覚障害者) 各都道府県
第34回 柔道整復師国家試験	7.9.1(月)	7.12.22(月)~8.1.14(水)	8.3.1(日)	8.3.26(木) 14:00~	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県、 沖縄県
第28回 言語聴覚士国家試験	7.9.1(月)	7.11.17(月)~7.12.5(金)	8.2.21(土)	8.3.26(木) 14:00~	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県
第39回 臨床工学技士国家試験	7.9.1(月)	7.12.1(月)~7.12.19(金)	8.3.1(日)	8.3.26(木) 14:00~	北海道、東京都、大阪府、福岡県
第39回 義肢装具士国家試験	7.9.1(月)	8.1.5(月)~8.1.19(月)	8.2.20(金)	8.3.26(木) 14:00~	東京都
第35回 歯科衛生士国家試験	7.9.1(月)	8.1.5(月)~8.1.15(木)	8.3.1(日)	8.3.26(木) 14:00~	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県
第11回 歯科技工士国家試験	7.9.1(月)	7.12.1(月)~7.12.5(金)	8.2.15(日)	8.3.26(木) 14:00~	北海道、宮城県、東京都、大阪府、 福岡県
第49回 救急救命士国家試験	7.9.1(月)	8.1.5(月)~8.1.23(金)	8.3.8(日)	8.3.26(木) 14:00~	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 福岡県

事務連絡
平成28年3月28日

各 都道府県
保健所を設置する市
特別区 衛生担当部（局）御中

厚生労働省医政局医事課
保険局医療課

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師と無資格者と
の判別に係るリーフレットの配布等について

手技による医業類似行為に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（以下「あはき師」という。）の国家資格を有しない者による施術を受けた者からの健康被害相談が報告されており、その要因の一つとして施術を受ける際にあはき師の有資格者と無資格者の判別が困難であることが指摘されています。

このため、今般、あはき師免許保有の有無の判別に資するよう別添のとおりリーフレットを作成したので、管内の関係者を含め、広く周知方よろしく願います。

また、平成27年9月15日付け医政局医事課事務連絡「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る厚生労働大臣免許保有証について」においてご連絡いたしました。平成28年3月28日に厚生労働大臣免許保有証が（公財）東洋療法研修試験財団（以下「財団」という。）から発行されることとなること、また、平成28年度の厚生労働大臣免許保有証の発行受付日程について財団より連絡がありました。

これらについて別添のとおり財団より周知用リーフレット（別添1、別添2）の送付がありましたので、併せて周知方よろしく願います。

なお、利用者が有資格者の施術所と判別できるよう、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条第1項第5号の規定に基く広告し得る事項」（平成11年3月29日厚告69号）を改正し、「施術所開設届を届出ている施術所であること」を広告可能事項に追加予定であり、現在パブリックコメント中であることを申し添えます。

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを受ける皆様へ

- ◎ 医師以外の方で**あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業として行うためには、国家資格が必要である**ことをご存じですか？
- ◎ 現在、健康の保持や病気の予防・治療などのために手技療法などによる様々なサービスを提供する事業者が増えています。
- ◎ これらの中には、**国家資格である「あん摩マッサージ指圧師」、「はり師」、「きゅう師」と**、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者がおり、利用者の方が国家資格の有無を見分けづらいという声があります。
- ◎ このため、厚生労働省では、国家資格を持っているか見分けることができるよう都道府県を通じて施術所に対し資格情報の掲示などをお願いしています。
平成 28 年 4 月からは、**国家資格を保有していることを示すため、厚生労働省が(公財)東洋療法研修試験財団に依頼して「厚生労働大臣免許保有証」を発行しています。**

◎施術者が国家資格を持っているかの確認のポイント

施術所の外で確認できるもの

- (1) 施術所の看板等に国家資格を有する者であることの記載がある

施術所の中で確認できるもの

- (2) 施術所内に①保健所に届け出た施術所であることの記載、②免許証又は免許証の内容(資格、氏名、施術者登録番号(又は免許登録番号))を記載した書面の掲示がある
- (3) 施術者が**ネームプレート(厚生労働大臣免許保有証)**を着用している
※(2)につきましては、各地域で様式が異なることがあります。

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日	
免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	厚労登12345号
はり師	東京第45678号
きゅう師	-----
上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。 <small>厚生労働大臣指定登録機関</small>	
有効期限：平成〇年〇月〇日	



◎健康保険(療養費)の適用について

- ・**健康保険(療養費)は、国家資格の保有者でなければ対象となりません。**
- ・国家資格の保有者のいる施術所であっても、実際に施術行為をした者が国家資格の保有者でない場合は、健康保険(療養費)の支給対象とならないのでご注意ください。

◎照会先

- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師に関するご相談などは、最寄りの保健所などにご連絡下さい。
- ・厚生労働省大臣免許保有証に関するご照会は、(公財)東洋療法研修試験財団(電話:03-3431-8771)にご連絡下さい。



厚生労働省

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が

平成28年4月から

「厚生労働大臣免許保有証」を携帯します。

「厚生労働大臣免許保有証」は、
国家資格を保有していることを示すための
携帯用のカードです。

氏名：東洋太郎							
生年月日：平成〇年〇月〇日							
免許登録番号							
<table border="1"><tr><td>あん摩マッサージ指圧師</td><td>厚労第12345号</td></tr><tr><td>はり師</td><td>東京第45678号</td></tr><tr><td>きゅう師</td><td>-----</td></tr></table>	あん摩マッサージ指圧師		厚労第12345号	はり師	東京第45678号	きゅう師	-----
あん摩マッサージ指圧師	厚労第12345号						
はり師	東京第45678号						
きゅう師	-----						

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。

厚生労働大臣指定登録機関

有効期限：平成〇年〇月〇日

 公益財団法人 東洋療法研修試験財団 

(大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。)

【参考】厚生労働省医政局医事課 法令・通知等 (平成18年11月27日)

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

医師以外の方が、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術所等において、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう及び柔道整復を業として行おうとする場合には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)においては、柔道整復師免許を受けなければならないと規定されており、無免許でこれらの行為を業として行ったものは、同法により処罰の対象になります。

あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等の施術を受けようとする皆様におかれましては、こうした制度の内容を御理解いただき、有資格者による施術を受けていただきますようお願いいたします。

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。



厚生労働大臣指定登録機関
公益財団法人 東洋療法研修試験財団

「厚生労働大臣免許保有証の発行について」

「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです（被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります）

（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません）

厚生労働大臣免許保有証	
氏名：東洋太郎	
生年月日：平成〇年〇月〇日 免許登録番号	
あん摩マッサージ指圧師	東京第0000号
はり師	厚労第000000号
きゅう師	_____

顔写真

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。
有効期限：平成〇年〇月〇日 厚生労働大臣指定登録機関

公益財団法人 東洋療法研修試験財団

※公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行します。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。

※有効期間は発行日より5年間です。（5年後更新）

※複数免許がある場合（例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許）でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。

※申請書類(新規申請、書換え、再交付)の受付・発行は年1回です。

※厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。

◆ 交付申請手続き（申請受付団体等）

公益財団法人東洋療法研修試験財団のホームページにて平成28年4月より交付申請を行う団体をお知らせいたします （同財団では申請用紙の配布・受付は行いません。）

詳細は各申請受付団体までお問い合わせ下さい。

◆ 発行手数料

4,000円（消費税含、実費相当）

◆ 発行に必要な書類

申請書、本人確認書類（※1）、住民票（※2）、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証の写し、写真（パスポート用のサイズ・規格 2枚）

詳細は上記の各団体にお問い合わせ下さい。

※1 運転免許証、写真付き住基カード、パスポート等

※2 本籍地記載で発行日から6ヶ月以内のもの

◆ 申請受付開始

上記の各団体で平成28年7月1日より受付を開始いたします。

◆ 申請受付締切

上記の各団体に平成28年8月31日まで提出して下さい。

◆ 送付日

平成29年1月下旬発送（予定）

以上

厚生労働大臣免許保有証のご案内

「厚生労働大臣免許保有証」とは

施術所内、往療時、スポーツ、介護、災害支援・・・鍼灸マッサージ師があらゆる現場で活動するときに免許を保有していることを示すための携帯用カードで、厚生労働大臣から免許登録事務の指定を受けている公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行（有効期間5年間）します。

※名札ケースに入れて胸に着用して使います。

※免許証に代わるものではありません。（保健所での施術所開設手続きなどでは使用できません。）

「厚生労働大臣免許保有証」（着用）のメリット

- 1枚のカードで複数免許（あはき師）の保有証明が可能です。
- カード型で施術時、往療時に携帯・着用が可能です。
- 顔写真付きで受療者に安心感を与えます。また、なりすましを防げます。
- 受療者に有資格者による施術であることをお知らせし、安心して施術を受けていただくことができます。
- 着用することで自身の有資格者としての意識を向上させ、より安心安全な施術を心掛けられるようになります。
- 多くの免許保有者が厚生労働大臣免許保有証を携帯・着用することで、いわゆる整体、カイロプラクティック、リラクゼーション、足裏マッサージなど国家資格制度がない者との差別化が図られていきます。

SAMPLE 厚生労働大臣免許保有証

氏名：東洋 七夕
生年月日：平成10年7月7日
免許登録番号



あん摩マッサージ指圧師	-----
はり師	厚労第123456号
きゅう師	厚労第456789号

上記事項が名簿に登録され、免許証が交付されていることを証明する。

有効期限：令和11年3月31日



厚生労働大臣指定試験機関
公益財団法人
東洋療法研修試験財団

「厚生労働大臣免許保有証」のイメージ

- ① 申請受付期間（年1回）
毎年7月1日～8月31日まで
※ 保有証発行日 翌年3月発行
- ② 申請受付団体
申請は各団体で受け付けます。
※ 当財団では、申請の受け付けはしていません。
※ 詳細は当財団HPでご確認ください。
- ③ 発行手数料：4,000円（消費税込）



QRコード
（財団のホームページ）

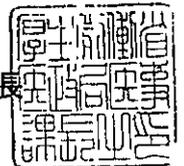
公益財団法人 東洋療法研修試験財団



医政医発1218第1号
平成29年12月18日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成24年9月24日付け医政医発0924第1号、医政歯発0924第2号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」(<http://licenseif.mhlw.go.jp>)を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。

ヒト乾燥硬膜移植を伴った脳神経外科手術の診療録等の長期保存について

事務連絡
令和8年1月20日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課
医薬品副作用被害対策室

ヒト乾燥硬膜を使用された患者に係る診療録等の長期保存について（再周知）

医薬行政につきましては、日頃より御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ヒト乾燥硬膜を使用された患者に係る診療録等の長期保存については、別添のとおり、「ヒト乾燥硬膜を使用された患者に係る診療録等の長期保存について（依頼）」（平成14年4月15日付医薬発第0415006号）により、貴管下関係医療機関に対し、ヒト乾燥硬膜診療録等の保存につきまして、配慮がなされるよう要請していただくことをお願いしています。

近年でも約40年前にヒト乾燥硬膜を使用された方がクロイツフェルト・ヤコブ病を発症した例が報告されており、引き続き、保存年限を経過していても、まだ廃棄されていない診療録等がある場合には、なお当分の間、これらが保存されていることが必要であることから、貴管下関係医療機関に対しまして、上記通知の再度の周知をお願いいたします。

なお、ヒト乾燥硬膜の使用後にクロイツフェルト・ヤコブ病を発症された患者・家族に対しては、当該患者等に対する相談・支援団体として「ヤコブ病サポートネットワーク」があります。支援を必要とする患者・家族に支援が届くよう、併せて貴管下関係医療機関に対して周知をお願いいたします。

また本日付で、（公社）日本医師会、（公社）日本歯科医師会、（一社）日本病院会、（一社）日本医療法人協会、（公社）全日本病院協会、（公社）全国自治体病院協議会、（公社）日本精神科病院協会あてにも同旨の連絡をいたしましたので、申し添えます。

（参考URL）

・ヤコブ病サポートネットワーク

<https://www.cjdnet.jp/>